

平成21年12月第21回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成21年12月14日第21回亶理町議会定例会は、亶理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	岩 城 敏 男
学務課長	遠 藤 敏 男	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議案第 80 号 亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例
- 日程第 3 議案第 81 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 82 号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例
- 日程第 5 議案第 83 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 84 号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 85 号 平成 21 年度亶理町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第 86 号 平成 21 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 87 号 平成 21 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 88 号 平成 21 年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 89 号 平成 21 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 90 号 平成 21 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 91 号 平成 21 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 陳情第 8 号 新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要望
- 日程第 15 陳情第 13 号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査申出について

午前 9時58分 開会

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 熊田芳子議員、15番 安田重行議員を指名いたします。

諸般の報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、産業建設常任委員長から審査報告2件を受理しております。

第2、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、総務常任委員会及び教育福祉常任委員会から閉会中の継続審査の申し出を受理しております。

第4、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第80号 亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第80号 亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第80号 亙理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、宮城県内35市町村12月中に条例をそれぞれ可決して、来年の22年4月1日から施行するというところでございます。条文につきましては第1条から第5条までになっております。それでは、説明を申し上げます。

第1条目的。この条例は、公共の利益に反することとなる暴力団の利益になる公共施設の使用を制限することにより、住民生活の安全と平穩の確保を図り、もって福祉の増進に視することを目的とする。

第2条定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号暴力団。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。この法律の第2条第2号についての定義でございますが、暴力団というのはその団体の構成員、その団体の構成団体の構成員を含むが、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体のことを暴力団というふうに言っております。

第2号公共施設。別表に掲げる条例及び規則に定める施設をいう。今回は18に關係する条例規則關係の施設を定めております。

第3号使用許可権者。公共施設の使用を許可する者をいう。

第3条使用の制限。使用許可権者は当該公共施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該使用を許可しない。

第2項使用許可権者は、既に当該公共施設の使用の許可をしている場合において、当該許可に係る使用が暴力団の利益になると認められるときは、当該許可を取り消し、また当該使用を停止するものとする。この場合において、当該使用者に損害が生じることがあっても、使用許可権者はその責めを負わない。

第4条意見の聴取。町長は必要があると認めるときは、公共施設の使用が暴力団の利益になるかどうかについて管轄の警察署長の意見を聞くことができる。

第2項指定管理者は、必要があると認めるときは、公共施設の使用が暴力団の利益になるかどうかについて管轄の警察署長の意見を聞くよう町長に求めることができる。

第3項町長は、前項の規定による求めがあったときは、公共施設の使用が暴力団の利益になるかどうかについて管轄の警察署長の意見を聞くものとする。

次のページに入ります。

第5条委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は平成22年4月1日から施行する。

それでは、別表(第2条関係)ということでここに18の規則、条例がございます。

第1号亙理町庁舎管理規則。第2号亙理町集会所条例。第3号亙理町立学校の設置に関する条例。第4号亙理町公民館条例。第5号亙理町立図書館条例。第6号亙理町立郷土資料館条例。第7号亙理町町民体育館条例。第8号亙理町武道館条例。第9号亙理町運動場条例。第10号亙理町B&G海洋センター条例。第11号亙理町介護予防拠点施設に関する条例。第12号亙理町勤労青少年ホーム条例。第13号亙理町働く婦人の家条例。第14号わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例。第15号亙理町農村創作活動センター条例。第16号亙理町産業会館条例。第17号亙理町農村環境改善センター条例。第18号亙理町都市公園条例でございます。

内容については以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 附則ですね。施行が22年4月1日。なぜ4月1日なのか。22年1月1日でなぜないのか。

議長(岩佐信一君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤仁志君) 今回の条例制定についての公共施設の暴力団の使用制限については県内を統一するというところでございまして、来年の4月1日から施行したいということで県内の担当者会議で取り決めた内容でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) ほとんどの35市町村では12月中には議会が終わるんですね。であれば、暴力団を公共施設から排除するのであれば、なぜ4月1日なのか。1月1

日でいいんじゃないですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 可能性として35市町村が必ずしも12月を目標に準備を進めてきているわけですが、どうしても12月に議会の調整がつかない場合は2月から3月という可能性もありますので、4月1日から施行ということで県内統一した考え方で進みたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 管轄の警察署と町が協定を結ばなくちゃだめだから1月1日ではなくて4月1日に、議会の議決でなくて、警察と協定を結ぶ必要から4月1日に設定したのではないですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的にはそのとおりでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第81号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第81号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の

件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第81号 亙理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

亙理町町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、個人町民税の均等割の税率の軽減の改正でございます。この軽減規定につきましては、地方税法第311条では、市町村は個人の均等割の税率を軽減することができるとうたっており、各市町村ではこの法に基づきそれぞれ個人の市町村民税の均等割の税率軽減について条例を制定しているところでございます。

しかし、昨年条例で制定しているにもかかわらず、減額条例が適用されず過大徴収を行っているという事例が発表されたところでございます。これは千葉県の市川市と秋田県の秋田市等でございます。この報道があり、宮城県市町村課の調査の結果、県内35市町村のうち本町を含め9市町村が減額条例を制定していることがわかり、そのうち7市町村が過大徴収をしていたということがわかったわけでございます。大変申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

その他の26市町村は条例を削除しているところがほとんどでございます。条例そのものがない市町村もございました。その理由、またその削除時期については不明でございます。

これまでの対応としましては、地方税法第18条の3の規定により過去5年分を還付したところでございます。

それでは、今後の対応としての議案の説明を申し上げます。説明は新旧対照表の1ページにて説明を申し上げます。

現在の規定では、第32条個人の均等割の税率の軽減ということが規定されております。次の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条第1項、これは均等割の税率は3,000円とする、このような規定でございますが、この額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者にあ

っては、同号の規定によって計算した減額すべき額が300円を超える場合においては300円とする。

第1号としまして、均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族については150円。本町の場合においては配偶者または扶養親族で年間の所得が33万円を超えて38万円までの者が該当するわけございまして、給与収入ベースで申し上げますと98万円から103万円、いわゆるパート収入の方が該当するわけございまして。

2号としまして、前号に掲げる控除対象配偶者または扶養親族を2人以上有する者、扶養義務者でございまして、当該控除対象配偶者または扶養親族を1人について150円。このようになっておるところでございます。

改正案ではこの条項を削除する改正案でございます。

削除する理由としては、住民税は地域社会の会費であるという考え方から均等に負担してもらおうと、これが均等割の原則でございます。平成16年度の税制改正では、平成17年度課税から夫と生計を一にする妻は非課税とする措置が廃止されるなど、課税の公平の観点から均等割の税負担の考え方が形となってあらわされたわけでございます。町税条例第32条については県内の状況を踏まえるとともに、今後この条例を適用するために発生する電算システム改修費用を勘案した場合、条例を削除に改正したい。このように考えているところでございます。

減額条例を残していた9市町村のうち多賀城市、丸森町は当初から条例どおり実施し、塩竈市以外は本町と同様に削除の予定でございます。

議案書の3ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第81号についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 条例改正の関連で、今説明がありましたけれども、個人の均等割の税率軽減、還付された人数何人に還付されたのか。そして、金額は幾ら還付されたのか。説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 還付のまず期間ですが、平成21年9月8日から9月30日まで2回にわたって還付の通知をしてございます。

それで、対象者が1,070人ございます。その内訳としましては、第1号該当が1,063人、第2号が7人、合計1,070人です。うち未納者が10人ございますので、実際は1,060人に還付の通知をしております。金額は27万6,150円が対象です。

それで、還付した人数はそのうち890人で、金額が23万8,050円を還付しております。還付率につきましては83.96%でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2点目ですね。まだ還付されない方、還付をされていない方がいるんですね。それについてどう対応するのかと予算との関係、還付することによって補正予算を組む必要があるのかどうか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今現在83.96、約85%、若干還付まだ手続きしていない方がございます。それで、この方の対応としまして、実際に還付の通知があった人からの声では、このような金額に対してわざわざ郵便料をかけてまでの今の時代に合わないのではないかという声もございます。だから、今現在85%でございますので、これでもってこの事務の終了と、このように考えておるところでございます。

そしてまた、補正につきましては今の現行、歳出還付、これでもって対応ができませんので、補正の計上は考えてございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 長年過大徴収を行ってきたという事実でありますけれども、これを踏まえて今後どういうふうに、こういう事態を起こさないような再発防止策を講じるんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回このようなことに対しましては心からおわびを申し上げる次第でございます。今後このようなことのないように、条例等関係規則もう一度再点検をしながら、そして納税義務者の方にはご迷惑のないように注意したいと、このように考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第82号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第82号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例の改正についてご説明申し上げます。

議案書の4ページになります。

国では平成20年4月に、近年の全国的な地価の下落等によりまして、道路法施行令で定めている占用料の額を引き下げる改正を行っております。本町の道路占用料条例、公共物管理条例、都市公園条例、そして財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の占用料、使用料の額につきましては、道路法施行令の額に準じて定めていることから、四つの条例を改正するものでございます。

初めに、第1条の道路占用料条例ですが、第2条別表の改正になります。新旧

対照表でご説明いたします。2ページをお開きください。

表の右側が現行の占用料で、左側が改正案でございます。主に本町で該当している占用物件について額の下落率等でご説明いたします。

道路法第32条第1項第1号に掲げる第1種電柱につきましては現行770円から530円に引き下げまして、その他の電柱、電話柱も含めると31%から33%の下落率となっております。その他の柱類につきましては9%、線類につきましては25%から29%、変圧器は10%から19%、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔などにつきましては9%から14%の下落率となっております。

次に、道路法第32条第1項第2号に掲げる物件ですが、これは地下に埋設されているケーブル等でありまして、現行では6分割されているものが改正案の方では9分割に細分化されております。占用料につきましては現行より19%から最大で44%の下落率となっております。

次に、4ページの上から4行目になります。

道路法施行令第7条第1号に掲げる標識ですけれども、これにつきましては現行から11%の下落率となっております。

続きまして、第2条亘理町公共物管理条例ですが、第5条の別表の改正になります。

新旧対照表では6ページになります。

道路占用料条例と同じ物件につきましては改正額も同額となりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

7ページの表の使用料の欄、下から4行目と5行目になりますけれども、公共物を鉄塔や道路、通路橋、宅地として使用する場合の額ですが、この使用料につきましては道路法施行令では定めがないことから町独自で定めております。鉄塔につきましては現行900円を730円に、道路、通路橋及び宅地につきましては現行480円を390円に引き下げるものでございます。

この額を算出した根拠ですけれども、平成20年4月の道路法施行令の改正では平成6年度と平成18年度の地価を比較しまして下落率を出して改正していることから、この使用料につきましても本町における平成6年度と平成18年度の宅地平均評価額を比較した結果18.1%の下落率となりましたので、この率分を引き下げ

るということで算出いたしております。

続きまして、第3条亙理町都市公園条例ですが、新旧対照表の8ページになります。

別表1の鳥の海公園の有料公園の中に、現行では庭球場、テニスコートが含まれておりますけれども、現在は既になくなっていくことから、改正案の方ではこの庭球場を削除するものでございます。

そして、別表の第2ですけれども、これは都市公園内で行為をするときの使用料、そして10ページの別表4になりますけれども、これは公園施設を管理する場合の使用料でありまして、現行の別表の方では「何円以内」と規定しまして施行規則で「何円」と定めております。こういうことからわかりにくいということになっておりますので、「以内」という文字を削除しまして、額を条例の中で規定いたしまして、道路占用料条例とか公共物管理条例と同じ体系にするものでございます。

そして、9ページの別表3になりますけれども、これは都市公園を占有する場合の占用料ですけれども、これも現行の「何円以内」というものを削除いたしまして、施行規則で定めている占有物件を明確に表現しまして、新たに別表を追加するものでございます。占用料の額の改正につきましては、道路占用料と同じでございまして、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、11ページの別表5になりますけれども、これは新たに単位の欄を設けまして表の整理を行うものでございます。

続きまして、第4条財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですが、12ページになります。

この条例につきましても道路占用料条例、公共物管理条例と同様の改正となりますので、説明の方は省略をさせていただきます。

議案の11ページに戻っていただきたいと思っております。

附則として、この条例は平成22年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この四つの条例改正によって町の減資、町の収入はどのくらい減るのか。そして、東北電力、N T Tがどのくらい負担が減るのか、それについて述べていただきます。

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 初めに、道路占用料になります。ことしの4月時点での占用物件を基準にして比較しますと、現行では1,330万607円の使用料があるわけなんですけど、改正されますと973万3,091円となりまして356万7,516円の減収になります。公共物使用料につきましては、431万5,320円から335万9,830円になりまして95万5,437円の減収になります。公園の使用料につきましては現行でいきますと4万5,543円が3万1,208円になりまして、1万4,335円の減収になります。この三つの占用料、使用料の合計なんですけど、合わせますと453万7,228円の減収ということになります。

東北電力とN T Tの……（「もう一点は、もう一点。財産の」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 財産等の貸付に関しましては企画財政課の方で管轄しておりますので、私の方で財産等の交換、譲与、無償貸付等に関する条例での貸付料でございますが、改正後になりますと全体で72万4,890円が減額になるということと14.43%の減額率でございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、東北電力とN T Tの占用料についてご説明いたします。

道路占用料につきましては、改正後になりますけれども149万733円の減収、それからN T T分につきましては167万1,170円の減収になります。公共物の使用料につきましては東北電力が34万7,450円の減収、N T Tにつきましては1万5,975円の減収になります。それから、公園につきましては東北電力分として1万1,400円の減収、N T T分につきましては2,935円の減収になります。

あと、財産の方につきましては東北電力、N T T分についてはないということとでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員

3 番（鞠子幸則君） 道路占用料の徴収ですね。道路占用料などの徴収は自治事務として理解していいんですか。法定受託事務と自治事務がありますけれども、そのうち自治事務に該当するというふうに理解していいんですか。

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） そのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） こういう意見もあるんですね。自治体の財政困難の中で道路占用料などの引き下げを行って、しかも東北電力、NTTなど大企業を優遇すると、妥当ではないのではないかという意見もありますけれども、この点はどう考えますか。

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今回関係条例四つ改正するわけですが、道路法施行令につきましては昭和42年にこの占用料の額を定めて別表を制定しております。この道路法施行令を受けまして、本町におきましては昭和43年に互理町占用料条例を改正してきております。そのときから国の定めた占用料に準じて額を定めまして徴収してきております。これまで40年以上国の定めた基準に従って占用料を定めてきているということで、これまでは値上げ、引き上げの改正がほとんどだったわけなんです。引き上げのときだけ道路法施行令に準じて、今回引き下げになったからといって独自に定めるということについては、ちょっと占用者に対して説明がつかないということでございます。担当課としましても、町の厳しい財政状況が続く中で今回占用料、それから使用料を引き下げることにしましては大変心苦しく思っておりますけれども、今言ったような内容で、長年にわたって国の基準に沿ってやってきたということから今回の引き下げはやむを得ないということで判断いたしまして、今回提案させていただいたものでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例整理に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第83号 亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第83号 亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それでは、議案第83号 亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願いたいと思います。

亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律により制定され、本町における企業進出が地域経済の活性化を果たす役割が重要であることから平成20年度に制定されました。しかし、今般の経済状況は円高、そして経済情勢の悪化により企業の進出が難しいことから、適用期

間を2年間延長するものであります。

それでは、新旧対照表の14ページをお開き願います。

新旧対照表の右側については現行、左側については改正案でございます。それではご説明申し上げます。

第2条免除。同意集積区域内において、法第5条第5号の規定による産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成21年3月31日までに行われたものに限る)。この21年3月31日までのことを改正案につきましては、23年3月31日まで期間の延長するものであります。

それでは、議案書12ページをお開き願いたいと思います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第83号についてのご説明を終わります。よろしく審議方お願いいたします。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 県が策定する基本計画の同意日が平成21年3月31日から平成23年3月31日まで延期になったんですけれども、これはなぜ県の作成する基本計画の同意日が2年間延期するんですか。

議長(岩佐信一君) 産業観光課長。

産業観光課長(東 常太郎君) 先ほど言いましたように、この経済状況がかなり悪化しているということでございますので、2年間延長するものでございます。

議長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) この条例改正及び条例との関係で、例えば企業が土地を取得してから1年以内にその土地の敷地に家屋及び構築物の建設ができなかった場合、その土地の固定資産税はどうなるんですか。免除されるんですか、されないんですか。

議長(岩佐信一君) 産業観光課長。

産業観光課長(東 常太郎君) 要するに、この条例は県で今制定しております基本計画なんですけれども、三つほどあります。その中で宮城高度電子機械産業集積基本計画または自動車関連産業基本計画、あともう一つ県の南部、地域食品関連活性

化基本計画と三つの計画が今策定してありまして、おのおのに県ではこの計画につきましては高度電子につきましては23年度まで、また自動車関連についても23年、あと食品関連については25年度まで制定しております。その中で、この中の計画をまず宮城県ではこの基本計画は策定しました。その中で企業が進出するようになった場合に、この策定期間から5年以内に企業が手を挙げれば要するに固定資産税の免税が図られるということでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 私が言っているのは、企業が土地を取得しますね。取得して1年以内にその土地に家屋や構築物を建てることができなかつた場合に、その土地の固定資産税の免除はあるのかどうかということを知っているんです。

もう一点、もう一点、3回しか質問できないからもう一点ですね。

固定資産税の免除について関連して、町が立地奨励金とか下水道料金、水道料金の軽減を行う、特定の企業に行うのに、私は十分な慎重な議論が必要ですし、仮に、仮に町独自の企業に対する優遇措置をとった場合に企業の社会的責任、例えば違法な派遣切りを行わないとか環境を保全するとか事故が起きたときに情報を公開するとか、こういう社会的責任を担保した上で優遇措置を講ずる必要があると思いますが、その点どうですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長（東 常太郎君）

産業観光課長（東 常太郎君） まず1点目なんですけれども、土地については1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設着手があつた場合に、この固定資産税が免除になるということでございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長（佐藤仁志君）

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、第2点目の亘理町が企業誘致した場合に優遇的な措置関係で、これについて企業対策室を企画財政課の方で担当しておりますので、今検討している状況についてちょっとだけお話しさせていただきます。

やはり県の方では三つの宮城立地奨励金ということで企業立地奨励金制度等価資産に対しての、例えば投資額が100億以上であつて新規の雇用人数が300人を超えた場合は交付限度額が40億とか、あと2点目が税制上の優遇措置、あと融資制度等が県の方での企業立地に対しての奨励的な制度がございます。

本町においても今後この条例等で企業誘致を積極的にやっている関係で今考えているのは、議員さんもおっしゃるとおり、特に企業立地促進奨励金ということで県とはまた違う角度から奨励金等を検討したいということと、2点目が雇用促進奨励金等も町としては考えたいと。そのほかに企業の立地用地の取得助成、用地を取得されるのを助成も考えてみたいと。あとは当然これからの企業については敷地面積の40%程度が緑地化しなければならないというふうな環境に配慮した企業を企業誘致をしなければならないということで、工場建設も全体の面積すべてが使える状況ではないので、そういうふうな緑化を推進するための助成金。そのほかに、やはり企業の場合に公害がないというふうな形になりますと、上水道、水をかなり使います。そういうふうな助成なんかも現在検討して、大体原案の案が出ましたら議員の皆さん方にいろいろとご相談させていただいて、それらの条例等の整備を図っていきたいというふうに考えております。以上です。（「私、社会的責任を担保するべきだとも言っているんですよ。その優遇措置の内容ではなくて」の声あり）

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） そのように担保を付けたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の鞠子議員の質問に関連してですが、もう一度確認したいのですが、1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設着手があった場合における当該土地に限るということは、もし建てなかった場合、そういうふうな動きがなかった場合はその税金の免除ということはないと考えてよろしいんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、お答え申し上げます。

まず、固定資産税の課税の基準というのは1月1日でございます。それで、今平成21年12月。来年の22年課税は22年1月1日現在。今現在互理町の名義。それが仮に23年1月1日エムセテックの工場名義になれば1年以内に建物を建てると、これが課税の根拠でございます。それで、その1年以内に建物が建てられなかった場合は、これは課税免除の対象外でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等
の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第84号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第84号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに改正の要旨を申し上げます。

本条例につきましては3条立てでございます。第1条が亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますけれども、いずれの条例にいたしましても人事院勧告に伴う勧告の改正絡みでございます。

第1条が先ほど申し上げました亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

これにつきましては、週の勤務時間数を40時間から38時間45分、1日につき15分の短縮というふうな条例の要旨でございます。

それから、平日時間外の代休制度。従来はそういうものがなかったんですけども、給与の方に規定しております月60時間を超えた場合の平日勤務の代休制度、それが条文化されております。

それから、第2点、第2条でございますけれども、亶理町職員の給与に関する条例では、先ほど申し上げました時間外勤務の月に60時間を超えた分の割増率の設定でございます。

それから、第3条関係が、亶理町職員の育児休業等に関する条例でございます。これにつきましても勤務時間が1日8時間から7時間45分に改正になるということを受けての改正でございます。

内容的には新旧対照表でご説明申し上げます。15ページをお開きください。

亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表でございます。

第2条関係でございます。右が現行でございますけれども、1週間当たりの勤務時間数が40時間、これを38時間45分に改めるものでございます。

第3項、第4項につきましては、3項が再任用短時間勤務職員、16時間から32時間、これは2日から4日というふうな範囲でございますけれども設定すると。それから、4項が短時間勤務職員、これが32時間、4日でございますけれども、設定を先ほどの15分の短縮の絡みでございますので、15時間30分から31時間。それから第4項では31時間ということで、いずれも亶理町には該当する職員ございませんけれども、このような改正になります。

それから、第3条週休日及び勤務時間の割り振りの関係でございます。これにつきましては、第2項の前段については正職員ということで1日につき8時間の勤務時間を割り振ると。続きまして、ただし以降ですけれども、育児短時間勤務職員、それから短時間勤務職員等、それから再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員の割り振りの関係については、先ほどの8時間から7時間45分に改正になりますので、その条文の改正を行うというふうな内容でございます。

次のページに行きまして、第8条の2でございます。これにつきましては新しい条文が1条加わっております。時間外勤務代休時間、先ほど申し上げましたけ

れども、月60時間を超えた場合の時間外手当の加算率100分の150となるわけですが、そのうち加算分の100分の25を代休に充てることが可能になりました。従来ですとそういう制度はございませんけれども可能になったということで第8条の2では、ちょっと読み上げます。

任命権者は、亘理町職員の給与に関する条例(昭和32年亘理町条例第11号。以下「給与条例」という)第11条の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して規則に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という)として、規則で定める期間内にある勤務日数(第9条及び第10条に規定する休日及び代休日を除く)に割り振られた勤務時間の全部または一部を指定することができるということで、ここで60時間を超えた分を代休に充てることができるというふうな条文を追加しております。

続きまして、第10条でございます。休日の代休日でございます。この条文につきましては、代休日の改正で代休時間が指定された勤務日を指定してはいけませんよというふうな内容でございます。従来、代休日を指定された日をこの時間外の代休日を充ててはいけません。当然のことですけれども、そういうふうな内容の規定でございます。

その追加として、17ページ、括弧以下ですね。第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除くということで、除いた分については指定することができる。第8条の2第1項については指定してはいけませんというふうな内容でございます。

以下、このページ17ページについては文言の整理でございますので省略させていただきます。

18ページでございますが、第2条関係、亘理町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

給与の減額でございますけれども、給与の減額については第10条で減額から除かれるものをここに規定しております。祝日法の休日とか臨時休暇、それから特休、それから代休日、それら以外で休んだ場合は給与を減額するよというふうな内容でございますけれども、その1項目に、下線の文ですね、勤務時間条例第

8条の2に規定する時間外勤務代休時間、先ほどの60時間を超えた分の代休についてもこれに加えているというふうな内容でございます。

続きまして、第11条時間外勤務手当でございますけれども、これにつきましては時間外勤務手当をこういうふうに出しますよという中で、中段から下ですね、「ただし」以降でございますけれども、育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員、これは互理町にはございませんけれども、育児のための短時間勤務職員、これは正職です、それから短時間勤務職員は臨時職員でございますけれども、が時間外として出すのは1日7時間45分、従来ですと8時間ですけれども、7時間45分に達するまでは100分の100ですというふうな内容でございます。

それから、第2項については再任用短時間勤務職員を言っております。

続きまして、第5項、これも追加の条文でございます。これにつきましては先ほど申し上げました、60時間を超えた場合割増率を、従来ですと100分の125でございますけれども、25プラスして100分の150にするというふうな内容でございます。それで、その週の中に代休を取った場合は100分の25は支給しない。その週以外に代休を取った場合には支給するというふうな内容のものでございます。

20ページでございます。

先ほど申し上げました20ページの第6項につきましては、代休の指定日で勤務しなかった場合、休んだ場合は100分の25を支給しないというふうな内容のことをこの条文の中で規定しております。

続きまして、21ページでございます。

第3条関係互理町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

これにつきましては、こういうふうな勤務形態でやっている職員はございませんけれども、第11条で育児休業法に基づいて勤務の割り振りを要望して、従来ですと20時間、24時間または25時間というふうな勤務の割り振りをとることができます。そういうふうな勤務の形態3種類あるわけですけれども、それを先ほどの8時間から7時間45分になった場合、15分短縮になった場合の時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分というふうな割り振りの変更が生じてくるというふうなことでございます。

ちなみに19時間25分というのは週2日半働くという意味でございます。19時間

35分というのは1日当たり3時間55分を5日働くという意味でございます。23時間15分は週3日でございます。24時間35分は1日当たり4時間55分で5日間働くというふうな内容でございます。

以上が、本条例の関係の内容でございます。附則に戻りますと、この条例は平成22年1月1日から施行するというふうな内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 職員の方が1カ月当たり超過勤務時間60時間を超えた場合は時間外手当100分の150を支給するということとの関連で、20年度の1カ月当たりの超過勤務時間で職員1人当たり平均幾らか。また、1カ月当たりで60時間以上勤務した人はいるのかどうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず、平均の月当たりの時間数でございますけれども、職員全員を対象とした場合、管理職を除きでございますけれども、1ヶ月の平均が11.2時間でございます。平成20年度におきましては1カ月60時間を超えるというふうな時間外の実績はございません。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今後、時間外勤務時間を抑制する、職員の方の健康のためにも時間外勤務時間が多くなると健康にも影響しますので、時間外勤務時間を抑制する方策、どういう方策を考えているのか、答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 平成20年度の60時間をオーバーする時間外勤務はなかったというふうな実績でございますけれども、場合によっては例えば災害その他選挙関係、非常に緊急的な場合についてはある場合も想定されるということでございます。ただ、先ほど申し上げました通常的な内容の中で60時間を超えるというのは、やはり相当な1日当たりの時間外が発生するというふうなことが予想されますので、それにつきましては人事配置の適正配置ということでいろいろ検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理町では、いわゆる三六協定は締結しているんですか。もし締結していなければ、なぜ締結していないのか理由を述べてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 労働基準法の三六協定については民間の労使関係で結んでいるというふうに思っておりますけれども、亶理町ではそのような協定は結んでおりません。その結ばない理由といたしましては、もちろん職員については地方公務員法に基づいて勤務をするあるいは時間外をするというふうなことでやっておりますので、それらの中で協定を結ばなくてもやれることになっておりますので、そういうふうなことで協定は結んでいないということでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐信一君） 本日会議録署名議員に指名しておりました15番安田重行議員より早退の届出が提出されております。

お諮りいたします。会議録署名議員が1名欠けておりますので、会議録署名議員の追加指名の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。会議録署名議員の追加指名の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

議長（岩佐信一君） 追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、16番永浜紀次議員を追加指名いたします。

日程第7 議案第85号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第6号）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第85号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第85号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の第6号の補正予算の主なものについては、職員費、職員等の人件費等の減額補正が全般にわたる内容でございます。それでは、説明に入ります。

平成21年度亙理町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ889万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,150万2,000円と

する。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものがあります。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、16ページをお開き願います。

第1款議会費1項1目、今回の補正額が170万4,000円の減額補正ですが、これにつきましては議会費の中での職員並びに議員の人件費等の減額でございます。

あと、2款の総務費から10款までについて、人件費等の今回の人事院勧告に伴いましての減額についてと職員の人事異動による増減につきましては全体的な内容になっておりますので、まず初めに職員の人件費等に関する減額補正の総額でございますが、全体で一般会計でございますけれども4,568万3,000円、一般会計で4,568万3,000円の減額でございます。あと特別会計、あと議会の議員の手当等を全体的な額になりますと、総合計で今回の人件費等については減額が5,803万4,000円、全体で5,803万4,000円となっているところでございます。

それでは、総務費関係でございます。2款1項1目一般管理費で主なものについてご説明申し上げます。17ページの一般管理経費のところでの19節補助金、亘理町集会所建設事業補助金ということで、今回は今泉区と中泉区の集会所の修繕ということで、3分の1以内の補助ということで今泉について20万、中泉について37万で合計57万の追加補正になっております。

次のページ、18ページ、19ページについては人件費等の内容になっておりますので省略いたします。

20ページ、21ページについても人件費の相殺でございますから省略します。

22ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項3目の老人福祉費、説明の方で25節で積立金、長寿社会対策基金積立金ということで20万円の追加補正でございますが、失礼しました、2万円の追加補正でございますが、これは1件が東京都の岡本晴彦様から、あと岐阜県の匿名の方からそれぞれ1万円ずついただいた寄附金を積み立てるものでございます。

次に、7目の障害者福祉費20節扶助費、心身障害者の医療費助成事業費というこ

とで668万4,000円、これについては今年度の見込額が医療費が伸びているということで追加をするものでございます。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費でございます。児童福祉事務経費で19節補助金でございますが、認可外の保育施設運営事業費補助金160万8,000円の増額補正ですが、これについては議員の皆さんもおわかりのとおり町内における保育所の入所の方が非常に多いというような状況で、特に低年齢児の受け入れの増に伴っての増額補正でございます。

次に、下に参りまして乳幼児医療費の支給経費ということで、20節扶助費でございますが、これについても乳幼児医療費が今年度の見込額で不足が生じるということで348万4,000円を追加補正するものでございます。

次のページ、24ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項2目の児童館費の中の15節児童館の管理経費でございますが、工事請負費420万の増額補正ですが、これは吉田西児童館の屋根の改修工事ということでございます。これは雨漏りが一部しているということで屋根の全面改修ということでございます。

次に、次のページ、26、27ページでございますが、4款衛生費の中の4款2項1目の清掃総務費20万円の補正でございますが、19節、清掃事務経費の中の19節ですが、補助金ということでごみ集積所の建設費補助金ということで計上しております。当初で2カ所分で計上していたわけですが、今後2カ所、新町中と大畑浜南、それぞれ1カ所ずつ追加になるということで20万円の計上をさせていただいております。

次のページをお願いしたいと思います。28、29ページでございます。

6款の農林水産業費の中の6款1項4目農業振興費でございます。説明欄で5目の野菜振興対策経費の19節の負担金補助及び交付金の補助金でございます。これについて、イチゴ受粉用のミツバチ高騰対策事業補助金ということで140万円を計上させていただいております。前年度よりも約1万円近く受粉用ミツバチを確保するのに1箱当たり高騰しているということで、町が10%、JAが10%、受益者が8割負担ということで今回補助する内容でございます。

次に、同じく6款1項6目の説明欄の方の土木の用排水路管理経費でございま

す。13節の委託料でございますが、吉田排水機場の地下タンク補修業務委託料200万円については、前回の補正予算で15節の工事請負費で予算を議決をいただいたわけですが、執行する際にやはり業者の関係で委託の方の役務の提供ということでしたので、組みかえをさせていただく内容でございます。

あと、15節工事請負費ですが、全体の補正額としては65万円でございますが、今回内容的には吉田の排水機場の防護柵の設置工事ということで、これについては大畑浜の排水機場の防護柵が10月下旬に盗難にあつて柵全体が持ち去られたということで延長で146メートルを今回改修する工事ということで230万計上しております。それらの相殺で増額が65万円となっているところでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

30ページの一番上の方の6款2項1目の林業振興費でございますが、13節委託料ということでございますが、これについては森林病虫害等の総合対策事業委託料ということで265万円の増額補正でございます。これについては現在の民主党政権になって緊急雇用創出事業の雇用確保を積極的にやっていただきたいと、雇用状況が鈍っているということでございまして、現在国の方から雇用対策事業の枠配分が3年分あるわけでございますが、今回15%相当額が前倒しをしていただきたいということで、1回県の方に配分されている財源を一たん返上して新たに21年から22年にかけて早急に雇用創出をしていただきたいということでございまして、それらの事業費ということで隈崎の町有林と海浜の森、あと松食い虫の被害区域等の燻蒸処分等の経費ということでございます。

次に、7款の商工費ですが、7款1項2目商工振興費の説明欄でございますが、19節の負担金補助及び交付金増額が187万円でございますが、これにつきましては中小企業の振興資金保証料の補給という内容でございます。中小企業の振興資金の融資制度の利用が非常に多くなっておりまして、利用者が多いということで当初の見込額を超えるため今回増額するものでございます。

あと、その下の22節の補償補てん及び賠償金107万3,000円については、今回この中小企業振興資金を貸し付けした1企業が廃業によりまして損失保証金の相当額でございます。

次に、7款1項3目の観光費でございます。説明の欄で25節積立金ということ

で、観光施設整備基金積立金ということで153万7,000円減額補正するわけですが、これはわたり温泉島の海の利用者数の見込みが減になるというふうな状況でございますので、入湯税の減額をした内容でございます。

次に、32ページをお開き願います。

8款土木費でございます。8款2項1目道路橋梁総務費でございますが、説明の欄で13節委託料でございます。橋梁点検委託料ということで300万円の増額補正でございますが、これは国道6号にかかっております亙理中学校に行くところの亙中東橋の点検委託料ということで計上させていただいております。

同じく8款2項2目の道路維持費ということで13節委託料580万円の減額については、割山の採石場の変更協議書の作成業務委託料を減額しております。当初、今回の企業誘致で32.6ヘクタールの中の第1期工事ということで、10ヘクタールに町の町有林を伐採して造成地の方に山砂を搬出する予定で当初考えたわけですが、やはり環境を保全するという観点からも、この内容については経費等を総合的に考えた場合に、やはり民間の山砂を買った方が経費がかなり軽減できるという内容で、今回この業務についてはしないということで減額補正をさせていただきます。

次に、3目の道路新設改良費ということで改良事業費の工事請負費ということで200万円の増、これについては町政懇談会11月に開催したわけですが、要望箇所でも軽微な改良について早急に実施したいということで計上したところでございます。

あと、同じく5目で工事請負費、側溝の新設改良費ということで工事請負費400万円は中原浜吉田線の追加工事ということで追加でございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思っております。

9款1項5目防災費でございます。13節の委託料ということで、今回経済危機対策木造住宅耐震診断助成事業委託料ということで108万8,000円、あともう一つが木造住宅耐震診断助成事業委託料ということで27万2,000円。下の分は改修した事業に対しての助成1件分でございます。

次に、10款教育費に入ります。10款1項1目教育委員会費ということで19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては私立幼稚園の就園奨励費補

助金ということで374万5,000円の増額補正でございます。これについては、今回、補助の対象になる就園児の増という内容でございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思います。

同じく10款1項2目の事務局費の中の学校整備基金費ということで25節積立金でございます。学校整備基金積立金ということで101万円の増額でございますが、1件は株式会社リードさんより100万円、あと千葉県の匿名の方から1万円で、それぞれ2件分の今回積立額でございます。

あと、2項の小学校費、3項の中学校費について、20節扶助費、要保護・準要保護の児童就学援助費ということでそれぞれ追加補正になっております。就学の困難な方というふうな形で認められた方に、経済的な理由ということで今回対象者がふえたということでの増額補正でございます。

あと、3項1目中学校費の中の学校管理費で工事請負費250万円の増額補正でございますが、これにつきましては荒浜中学校南側のフェンス改修工事ということで追加補正をするものでございます。

次に、38ページをお願いします。

10款4項5目の図書館郷土資料館費ということで、今回図書館郷土資料館費の中の工事請負費ということで198万円の増額補正でございますが、これについては現在の悠里館の東側の植栽している部分が沈下しているということで、原因を究明するために地下ケーブル等が埋設している関係で安全を確保するために今回工事を行うという内容でございます。

次に、40ページをお願いしたいと思います。

11款災害復旧費、11款1項1目の農林水産施設災害復旧費ということで190万円の補正については、農業施設関係で工事請負費1件農道ののり面崩壊復旧工事ということで140万円、あと林業施設災害復旧費ということでの一ノ坂林道の災害復旧工事費ということで50万円相当でございます。

次に、最後42ページでございます。

12款公債費、12款1項2目の利子でございますが、417万1,000円の減額補正については20年度の起債の借り入れ利率の確定による減額でございます。当初、2.2%で予算を見たわけでございますが、借り入れ等の実行によりまして1.1%から2.0%

ということで、当初の見込よりも利率が安く借り入れることができたということで今回減額するものでございます。

次に、戻っていただきまして歳入の方をご説明しますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の方の1款町税7項1目入湯税153万7,000円の減額補正については、現年度分のわたり温泉の入湯税の利用数が減になるということで、今回1万253人分の150円ということで減額補正するものでございます。

次に、13款国庫支出金、14款県支出金については、それぞれ民生費国庫負担金、民生費県負担金については児童手当等の変更によりましてそれぞれ増額、減額の補正となっております。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページで、14款県支出金の2項9目労働費県補助金ということで293万3,000円の増額補正でございますが、これは今回前倒しをしていただきたいということで雇用創出ということで緊急雇用創出事業交付金ということで3事業を予定しております。その総額が293万3,000円ということで国の方から10分の10の交付金をいただいて事業展開するという内容でございます。一つは軽自動車税の課税現況確認事業ということで13万5,000円、2点目がパソコン等の管理事業ということで14万8,000円、あと3点目が先ほど農林水産業費でお話ししましたが、森林病虫害等の総合対策事業ということで265万円の合計額でございます。

16款寄附金、16款1項1目の寄附金ですが、補正額が203万円の内容でございますが、一般寄附金ということで、横浜市西区みなとみらい二丁目2-1、株式会社リード様、代表取締役鍋谷忠克様から100万円、あと東京都港区南青山四丁目17-50-405、岡本晴彦様から1万円、あと千葉県の名無の方から1万円、あと千葉県の阿部清七様、この方は荒浜出身でございます、この方から100万円、あと岐阜県の名無者から1万円の合計の金額になっております。

あと、17款繰入金、17款1項1目財政調整基金の繰入金ということで、今回歳入歳出の財源調整ということで、財政調整基金の繰入金を2,545万3,000円を減額するものでございます。

19款諸収入4項1目雑入でございますが、10節の産業観光雑入ということで補正

額が372万8,000円については、豊かなふる里保全整備事業償還金ということで、これは吉田のパイロット事業での地元負担分ということで、吉田浜地区の農地管理組合からの負担金の歳入でございます。

以上が歳入内容でございます、もう一回債務負担の方に戻りますので、5ページまで戻っていただきたいと思っております。

5ページ、第2表、債務負担行為補正。追加、事項、期間、限度額というふうに説明します。平成21年度農業経営基盤強化資金利子助成ということで、認定農業者が平成21年度において、農業経営改善計画等に基づき効率的・安定的な経営体を目指すため計画達成に必要な農業経営基盤強化資金を借り入れた場合、当該認定農業者に対して年利0.32%の範囲内で利子助成できるものとする。期間については、平成22年度から27年度まで。限度額が4万5,000円となっております。これについては該当者1件でございます。

次に、第3表、地方債補正、変更ということでございます。起債の目的、補正前、補正後ということでございますが、今回は起債の目的で道路整備事業債と都市計画事業債について、変更内容については利率のところの括弧書きの中のちょうど真ん中のところに、補正前は「公営企業金融公庫資金」というふうなものがございました。これにつきましては、平成20年10月から名称が変更になっております。補正後の名称ということで、「地方公共団体金融機構資金」というふうに名称が直っておりますので、これについては組織の変更ということでございます。そういうことで今回起債の補正の変更をするものでございます。

以上が内容となっております。よろしくご審議方、お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 33ページです。33ページ、8款2項2目13節、残りの22.6ヘクタールの砂利はどのように確保するんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、本年度の第1期工事については議員さん方もおわかりのとおり、町の所有地である割山の採石場から搬入するという計画でございますが、来年度については総体的に経費等を試算した結果、民間の山から買った方

が経費を大幅に軽減できるということで民間の山を考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目ですね。35ページ、9款1項5目13節ですけれども、回覧する前までは3件、回覧した後15件、トータル18件で20件分の補正予算を組んだというふうになっておりますけれども、耐震診断及び耐震改修を含めて今後回覧だけでなく、回覧も含めて今後どのように啓発を行う、例えば広報わたりに掲載るとか広報を配布するときにチラシを配るとか、啓発活動をどのように考えていらっしゃるんですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今回の耐震診断なんですけれども、県の方では耐震診断の件数が少ないというふうなことで10月に危機対策の診断事業を立ち上げてございます。その中で県と、それからあと市町村が一緒になってその地域を回って啓発するというも行っております。今回うちの方では区長さんの方をお願いして回覧板でのお願いをしたわけなんですけど、結構問い合わせ、それから今おっしゃるように申し込みも多くなったということで、来年度以降区長さんにまたお願いして回覧板を回す方法、それから地域を設定しまして、職員で巡回して1件1件回って耐震診断の啓発をしたいということも考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目ですね。37ページ、10款2項2目の20節と10款3項2目の20節ですね。就学援助、文科省の調査では全国で2008年度143万6,131人、07年度に比べて1万5,004人がふえたと、過去最多になったということでもありますけれども、当初予算に比べて就学援助、小学校、中学校それぞれ何人ふえているのか。また、今後保護者に対する就学援助の周知徹底をどのようにされるのか、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏男君） まず第1点目の人数でございますけれども、小学校では今回12名の増となっております。就学援助、こちらについては今回は準要保護のみでございます。中学校につきましては6名の増ということでございます。

2点目の周知の方法でございますけれども、現在も広報、いろいろと使っているわけでございますが、これからも広報または学校からの周知、いろいろございますけれども、そういったものを駆使してやっていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 22ページ、児童福祉費の中の認可外保育施設の部分ですけれども、町内の低年齢児童を受け入れての補助金だと思うんですけれども、今回何人の何歳の子供さんが受け入れられて、それで一番待機の解消にどのようなつながっているか、お聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、人数でございますけれども、当初でこちらの方で見込んでおりましたのが、総数では29名というふうなことで同じ人数でございますけれども、今回補助率の高い0歳から2歳児までの方が7名増員になってございます。その分での増額補正というふうなことでございます。

議員さんもお承知のとおり、どうしても低年齢児の方が手がかかるということで待機児童がふえるというふうなことで、こういったことでの低年齢児の方を見ていただけるということに対しては大変助かっているというふうに感じているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今12月になりまして、来年度の保育所の申し込み等始まっているのかなんて思いますけれども、来年度の部分でこの低年齢児の待機はまた出そうな状況なのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今後各保育所の申し込みに対しまして選定委員会というのを実施するわけでございますけれども、残念ながら今までの経緯を踏まえましても全部が受け入れられるというふうなことは難しい状況だとは思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 社会教育費の中の39ページ、図書館郷土資料館管理費の中の工事

請負費になりますが、これは地盤沈下という形で調査という形になりますが、これは図書館の周辺地盤沈下が全体的に少し起きていると、15年にもなりましてね、その調査結果で全体的な調査を行う考えはあるのか。今のところその箇所だけという形で考えているのか、お聞きします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 島田議員の質問にお答えします。

今回工事に至りますのは、その箇所に配水管並びに電気等の配管の地下ケーブルが埋設されているということから、その辺の状況も確認したいということで今回工事するわけでございます。その辺の状況を見ながら今後については検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 島田議員さんの地盤沈下というのは、場所的な内容を申し上げますと建物の東側、そして道路があるわけですけれども、松の木と笹竹が植わっている幅約3メートル部分について1カ所の陥没したところに今言ったケーブル線が入っていて、それを陥没した中がどうなっているかの調査ということで、一部の内容ということでご理解願いたいと思います。全体的な経過でないということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今町長から一部の沈下の調査という形ですが、正面玄関付近あたりを見ますと若干、今修復終わりましたが、15年もたちまして何せあのような建物ですから地盤沈下がある程度あるのかなと私には見受けられますが、その点のことは、1回正面玄関付近は修復していますので大体そこで固定したということで、今までの地盤沈下はないということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 今のところ落ち着いているものと思っております。以上です。（「はい、了解」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 29ページのイノシシ被害防止対策事業補助金16万3,000円というのがありますけれども、これはどんな団体にどのような対策をするために補助する

のかと。私の情報ではうちの親戚の庭、山の方にあるんですけども、芝生の中にイノシシにパコパコとやられて、その辺までイノシシが出ているという情報が入っています。やはりこの補助団体がどのような対策を講じて、このぐらいの金額でその辺を対策として対応できるのか。そういうのを含めたこの16万3,000円、これでいいのかと。

あと、町としてこの補助団体だけの対応で済むものなのかと。亶理町としてそのイノシシ対策に、民家のうちの庭まで出てきているんだから、もしかして人災までなるかもしれない、その辺まで対応したこの対策を練る必要があるのではないかと私は考えるんですね。その辺についてお答えください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） このイノシシなんですけれども、今までは丸森が北限ということで三、四年前までは言われておりました。今は仙台の北まで行っている状態で、年々イノシシの捕獲が上がってきております。昨年は11頭捕獲しておりましたが、ことしは今現在20頭ほど捕獲しております。その中で補助金でございますが、まず自分の農地は自分で守るという原則の中で補助金を出しております。この補助金の内容は、電気柵または防止柵をつくった場合最高30万までの2分の1を補助している状況でございます。ことしの4月からその補助金要綱を定めておまして、ことしの4月から実施しておまして今まで24件ほど申請がありました。その中でこれから3月まで4件分ぐらいが今後申請するのではないかとということで今回の補正でございます。

あと、もう一つなんですけれども、全体的な町の対策ですが、今国の方から補助事業で箱罾80万円ほどの補助をもらいました。その中で箱罾を8基買いました。イノシシを捕る狩猟の免許を持っている方が、平成19年のときに15人ほど狩猟免許を取ったんですけども、その行政区にその箱罾をお貸ししてイノシシの激減を図りたいと考えております。ただ、その狩猟免許を持った方は最後にイノシシを殺す場合、そういう免許を持っていませんので、鉄砲を持っている人たちにご協力を得ながら今対策を講じている次第でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 国の補助で捕まえる箱罾、これは各行政区に貸し出しして、免許

のある方がそれを据え付けて捕獲をすると。あとは鉄砲で撃つというような内容ですけれども、これはイノシシというのは人に対して相当危険な動物ですね。いつ出るかもわからない。夜行性の動物だし、実際うちの実家は吉田にあるんですけれども、そこの芝生の中はイノシシでザカザカやられた、そういう被害が出ている。そういうところも踏まえてこれは町全体で、もし危険にさらされてけがとかそういうことにもなりかねないと。そうした場合の対応というのは緊急を要するし、現在も出ているそういう被害があっているんだから、やはりこの16万3,000円何がしの金ではなくて、町としてこれらの対策にどういうふうに、もう緊急の課題として取り組むそういう姿勢というのはもうちょっとあってもいいのかなと私は考えるんです。実際に庭にできてきているということは家の前に出てきているんですから、そういう状況に今なっているということなんですね。それらも考えてもう一度お願いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、今イノシシの抜本的な対策なんでございますが、皆さんご存じのように亘理町の西側丘陵地帯はほとんどが森林でございます。その森林が亘理町には1,100ヘクタールほどあるんですけれども、その8割が民有林でございます。その民有林につきまして、今国の方で山を守るような適正な事業としまして、ある一団30ヘクタール以上の形でまとまれば適正な間伐そういうものをやるような事業で、毎年毎年やってきております。今実施しておりますのが烏鳥屋山、また一昨年まで終わったのが胴捨山。いろいろとやってきているんですけれども、やはりイノシシがふえてきている要素は山の中に人が入って行かなくなったということで、イノシシ自体が環境がよくなったと。もう一つ、やはり林、新林が手をかけないことによって日光、要するに光が当たらないものですから山に作物が育たないということから、里山まで人家までおりている状況だということで、確かに抜本的な対策としましては、やはり森林の適正な管理をしていくような形で、今うちの班の方では民地の山も一団の30ヘクタールに集めまして、適正な作業計画を出して国の補助を使いながらやっていけば、イノシシも少しでも少なくなるのではないかというような形で今計画を立てている最中でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） いろいろ対策を立てて人に危害が与えられるようなことがないようをお願いしたいんですけれども、特に有害駆除でなくても一斉にこれやってみるとか、何か音とかそういうもので来なくするとか、そういう面で各家庭に音が、犬がいても犬の方が逃げてくるような状況ですから、犬のえさを食べられたりですね。そういうものでそういう対策では追いつかないんですね。何かいい対策を知恵を働かせてやっていただきたいなと思います。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。7番宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 29ページの農地費の中の工事請負費65万の中の吉田排水機場防護柵設置工事ですけれども、これは盗難にあつて設置し直すということでございますね。それで盗難にあつた防護柵の材質、多分アルミだと思うんだけど、それで同じものを設置してもだめなので、どう考えているか、どう予算をとったかわからないけれども、例えばサス、ステンレス、ステンレスもいろいろあるんです、高いのから安い。そして、高いのは磁石のつかない、簡単に言えば、ニッケルクロムの含有量の多いやつが高いんですけれども、磁石がつくやつ、例えば我々で言うとサス430とか304とかと言うんですけれども、それは値段も安いし、多分磁石がつくために鉄の含有も多いんですね。それはスクラップとして売っても安いから、それは盗難に遭わないと思います。ですから、同じものを設置するのではなく、少し考慮した設置をお願いしたいです。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今議員さんがおっしゃられるように盗難に遭った防護柵はアルミでございます。アルミは確かにサビ、そういうものについては永久的な形では大変よろしいんですが、なにぶんにも力に弱いということで盗難に遭ったのかなと考えておりまして、今回は鉄製で、あの辺は太平洋が近いものですから亜鉛メッキドボ付の防護柵を設置する内容になっております。（「はい、了解」の声あり）

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後0時57分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第86号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第86号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第86号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,062万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,855万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

歳出。1款1項1目一般管理費の給料、職員手当の減につきましては、給与改正等によるものでございます。それから、共済費の増につきましては、共済組合の負担金の変更に伴うものでございます。それから、一般管理費の負担金の減額につきましては、阿武隈川下流域下水道の維持管理負担金の減額に伴うものでございます。従来1立方メートル当たり45円でしたけれども、2.9円減の42.1円になったことによるものでございます。それから、公課費の減につきましては、20年度の地方税の確定とそれから平成21年度の予定納税の減によるものでございます。

2款1項公共下水道事業費の1目、それから2目、3目と3事業につきましては補助事業で実施をしておりますけれども、地震対策、それから浸水対策が事業費が確定したことに伴いまして、整備区域の普及拡大を図るため未普及解消事業に組みかえを行うもので、総事業費の総額については変更ございません。

それでは、1目の未普及解消下水道事業の2節、3節、4節については、事務費の変更による組みかえを行うものでございます。13節委託料につきましては、新たに事業認可を取得します互理第4、第5処理分区、それから、つばきやま台の実施設計を委託するものでございます。それから、15節工事請負費につきましては、予定されている整備区域の普及促進を図るために増額補正するものでございます。17節の公有財産購入費の24万2,000円につきましては、単独事業で鹿島川の用地買収をするもので補助対象外の部分でございます。

次のページをお開きください。

2目地震対策事業費につきましては、2節、3節、4節につきましては、やや事業費が減少したことによりまして事務費の変更を行うものでございます。15節の工事請負費につきましては、旭台の管渠構成の工事を行いますけれども、当初計画よりも補助対象となる分が少なくなったこと、それから入札の結果等により減額するものでございます。

3目の浸水対策事業費の給与、職員手当の減につきましては、給与改正等によるものでございます。消耗品の減額につきましては、事務費の変更に伴い減額するも

のでございます。17節の公有財産購入費の減につきましては、詳細測量によりまして買収面積が減少したこと、それから地価の下落等によりまして買収単価が予定より低くなったというふうなことで減額するものでございます。22節の補償補てん及び賠償金につきましては、工作物の移設補償費ですけれども、そこに不足が生じるために増額するものでございます。

3款1項1目の元金の増額につきましては、平成20年度末に実施いたしました繰上償還に伴い元金償還の誤りによる増額でございます。3款1項2目の利子につきましては、平成20年度末に実施いたしました繰上償還に伴う影響額と、それから20年度で新規借り入れした利率の低下によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の142万の減額につきましては、収支との相殺による減額でございます。

それから、7款1項1目の下水道事業債の900万の減額につきましては、起債対象分が減少したことによるものでございます。2目の資本費平準化債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

では、次に4ページをお開きください。

第2表 地方債補正の変更についてご説明いたします。

起債の目的、公共下水道事業債を900万円減額し、限度額を1億9,760万円に、公共下水道資本費平準化債を20万円減額し、限度額を2億2,980万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議方、お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページですね。2款1項1目13節、これは第4処理分区ですね。第4処理分区というのはどこのところなんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 第4処理分区につきましては、エムセテックの今現在造成

しているところでございます。これから第5処理分区につきましては、高屋のセブンイレブンのところから浜吉田に向かって管を埋設していく分の実施設計でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 第4処理分区ですね。エムセテック工場進出予定地ですね。そこに実施設計業務委託してそれが完成した場合に下水道の幹線工事の時期はいつなのか。そして、幹線工事の費用をおよそどのくらい見積もっているのか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 平成22年度で実施する計画にしております。なお、費用につきましてはちょっとまだ今積算している状況ですので、もう少々お待ちいただければというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 22年に実施設計計画を完成して、その後幹線工事を行う。おおよそ、見積もりは見積として大体どのくらいかかるのか。おおよその数字でいいですか。

あともう一つは、その幹線からそのエムセテックの敷地に引く枝線はだれが負担するんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 22年度の当初予算で計上するわけですがけれども、一応5,000万ぐらいというふうに見ております。

それから、エムセテックに管を埋設するわけですがけれども、公共マスを造成地に1カ所入れるだけですので、その後については、エムセテックの方で工場の配置等の計画によって管を埋設していただくというふうになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 同じ箇所なんですけれども、第5処理分区、これが高屋から吉田の方に行くような計画のその分の実施設計の中に入っている。設計委託する場合、その適用の場所、面積は大体わかるんですけれども、どのような手法とかその処理分区からはずれた分、未処理部分、それらについてもやはり手厚い扱いを

して、合併処理なりそういう分の補助も入ってくると思うんですね。そうした場合、この中の委託の中身で公共下水道だけでなく、やはり公共下水道の恩恵を受けない場所、それらについても総体的な計画を立てて、今後環境面を考えた場合そういうものを含んだ計画にしていくということは必要だと思うんですね。ただ、私は前に市町村型の事業で合併処理をやっていくというふうな話を聞いたんですけれども、それがなくなって補助単価はガタッと下がるというふうな話になったんですよね。そうした場合に、公共下水道の恩恵を受けるところに対する事業費は相当高いと思うんですね、一個当たりにすれば、事業費からすれば。ただ、今回の市町村型をやめて単独で別なことをやれば、そこの公共下水道をしたところと合併処理で補助で逃していくところのそこの公平性というのは欠ける。そうした場合、市町村型のように手厚い補助で合併処理をやった計画に持って行って、早く環境を浄化するというような形の設計業務を委託するということが必要だと思うんですけれども、その辺について伺います。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回の設計委託につきましては、第5処理分区に向かう分として、まず全体でなくして、来年度で実施する分の実施設計で、高屋のセブンイレブンから橋ですね、鑑川を渡って鞠子スタンドのところまでの、まず22年度から実施していきたいというふうなことでその分の実施設計を組んでいるわけでございます。

鈴木議員さんの方からお話がありました合併処理の市町村型の分とという話も前にいただいていたんですけれども、合併浄化槽の補助を上乗せして、それと今現在、合併浄化槽で法定検査等を実施しているわけですが、その分の助成もしながら、公共下水道と合併浄化槽で不公平が余り生じないような形で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、処理分区の中で鞠子スタンドさんとの分だけの実施設計を組む費用だというふうな話ですけれども、そう区切り区切りで実施設計を組むのはわかるんですけれども、やはり計画をするときは全体像を見ながらやっていかないと、ポツポツ切っていくのはつながりが悪くなるというふうな感じなんですよ

ね。そうした場合、未処理分区でもこの公共下水道が行かない分の対応策として詳細設計を持っているということも建前だと思うんです。だから、高屋鞆子スタンドまででもいいんです。そのほかにほかの外部の部分、その辺だって合併処理で処理していくとか、そういう設計もあっていいと思う。そこのところに進め方として、今までだったら合併浄化槽をつけると単価幾らで、40万か50万かな、そのぐらいの補助があったと。市町村型にすれば70か80万まで補助が出るとか、そういう手法でやっていったらば年次計画でも早まるし、それを希望する方も多いし、要するに合併処理では公共下水道の恩恵を受けない。同じ都市計画税、都市計画区域の中でそういう公共下水道の恩恵を受ける方、受けない方、差を付けるというのは、早くするために補助を出して早く環境の面でやっていく、そういう考えがあるので、やはり推進するためには手厚い補助をしてやっていかないと将来にわたって鳥の海でも環境がよくなりませんよね。考え方だから、前に合併処理槽を付けた人との均衡性をとるために市町村型をやめて補助型にしたと。そういう考えというのは、私は違うんじゃないかと思うのね。だって、公共下水道の恩恵を受けた人は1個当たりに対して2,000万の単価になるかもわからない。こっちは40万か50万。そこで差がもっともっとあるだろうと。だから、もっともっと手法としては公共下水道の恩恵を受けないところの測量に取り組むのであれば、ちゃんともっと大きな市町村型の事業にして、早急にそういう手当をするべきというような設計を組むべきだと私は思うんですけれども。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 前にも全員協議会とかで議員さんの方にも話をしておりますけれども、平成22年度から今までの補助額に上乘せをしまして、合併浄化槽での地域の方々にはそういうふうな形で対応していきたいと。それから、先ほどもお話ししましたがけれども、公定検査の分とかそういうふうなので上乘せをしながら、不公平が生じないようにしていきたいというふうなことでございます。

それから、市町村型というふうなお話がありまして、うちら方でも市町村型を実施しているところを何町村か視察、お話を聞きに行っております。いろんなお話を聞いた中で、市町村型を実施していくと維持管理も全部町村負担になってきて物すごく大変だというふうな話とかいろいろ聞いていますし、そういうような

面でいろいろと検討した結果、市町村型でなく合併浄化槽の補助を行いながら推進を図っていききたいということで、平成22年度からその補助の上乗せをしながら実施していききたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） それは行政のやり方の一つで、市町村型でやれば最後の方の維持管理まで町で見る。それは制度のあり方であって、何年間は行政で面倒を見ますよと。5年以降は自己管理でやってください。それは決め方であって、やはり最終的な目的は環境ということがあるよね。それをいかに整えるかというような状態にする、その土壌をつくるというのが、この公共下水道の大きな目的だと思います。そういうのに沿ってこういうのを計画していかないとなかなか進まない。計画ではこの分区のところだけ公共下水は行きますよと。そのほかの分については合併処理で進むという計画だから、その合併処理槽をいかに早くさせるための方法として町は考えるべきだと思うんですね。だから、公共下水道の行っているところは公共下水道の事業費で手厚い補助を受けると。そして、行かないところについては合併処理の中で市町村型もやらないで自己負担がふえる。ただ、それは町の中から40万から50万の、6人槽ぐらいでね、そういうことでやる。そういう手法ではなくて、やはり全体を皆さんは考えて、公平性というのはどういうものだと、それでいち早く環境を浄化するということを考えると、手厚い補助というのは合併処理をやるような設計を組むべきだと私は思うんです。そういうものをやはり、今回決めた市町村型をやめて補助の形を別なようにしたようだけれども、それはやはり庁舎内でもう一度検討して、いかに早く亘理町の鳥の海といったらいい景観、いいところなんだから、そういうところをきれいにするような対策をとっていただきたいなと私は思います。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 第5処理分区については今回の実施設計は鞠子スタンドのところまで、将来的には浜吉田の方に行くというふうなことでございます。

それから、今のお話、市町村型というふうな話が出ていますけれども、今政権が交代しまして公共下水道よりも合併浄化槽でというふうな話も出ているわけですね。情勢的には合併浄化槽の補助をふやしますというふうな話も出てきている

みたいなので、その辺をこれから行方を見ながら、できるだけ普及が早く進むような形で実施していきたいというふうに思いますし、普及率、浄化槽の早く接続していただくような方法としては、現在単独浄化槽が入っているところを調査しながら、合併浄化槽に切りかえていただくような方法も今後実施していきたいというふうには思っております。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 補足いたします。

今回の補正予算については、清野上下水道課長が申されたとおりでございまして、今回のこの委託料については高屋のセブンイレブンから第一次ということで鞠子スタンドさん、そしてこの線は浜吉田周辺の密集地を考えた路線ということで、来年度以降も引き続き計上するというにいたしております。

そして、合併浄化槽そのものについても、地域地域でやはり説明会をしながら、これを早く取り入れをしまいたいということでございます。

そういう中で、ただいま事業仕分けということで、この前447のうち下水道事業については地方にお任せする、地方に移管する。そして、自治体が必要性を判断すべきであるということ考えているようでございます。ご案内のとおり、平成21年度ベースで下水道事業の補助金ということで約1億3,400万もらっております。これについては2分の1の補助金ということで、この国の施策に基づきまして、合併浄化槽そのものについてもやはり公共下水道が入った地区だけでなく、どうしても公共下水道そのものについては工事費がかかりますので、合併浄化槽を基本に地域地域ごとに説明会をしながら早く取り入れる。そして、応分なる補助金を出しながら推進を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） ちょっとお聞きしたいんですけども、エムセテックのところ下水道が入るといふ部分で、普通加入すると1平米当たり300円でしたかしらね、そういうのが負担金として支払うようになると思うんですけども、そういう場合エムセテックさんの方での加入金負担金というんですか、そういうのはどのような感じになるんですか。その部分を、先ほどの議案83号の固定資産税等の課税

の免除の部分でも、これからの町の対応として考えていくところなんですか。その部分お聞きしたいです。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 公共下水道に入りますと受益者負担金というのがかかります。それにつきましては1平米当たり300円という金額をいただくことになっております。エムセテックについても、その分については受益者負担金がかかるというふうな形になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） すると32ヘクタールの部分の受益者負担金が入ることになるんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） その平米当たり300円につきましてはもちろん受益者負担金等かかるわけですが、先ほども固定資産税とかいろいろ出てきましたので、その辺についてはあと庁舎内で一度検討させていただくというふうな形になると思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもっと質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第87号 平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

議長(岩佐信一君) 日程第9、議案第87号 平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤 浄君) それでは、議案第87号 平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,570万6,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費38万6,000円の減額補正でございますが、これは一般会計同様介護保険に従事しております職員給与の改定分でございます。

続きまして、2款4項1目高額介護サービス費430万6,000円の増額補正でございます。補正額の財源内訳につきましては、国県支出金が161万4,000円、その他、これは支払基金になりますが129万1,000円の増額、一般財源につきまして140万1,000円の増額というふうな内容でございます。これにつきましては、自己負担額が高額になりまして一定額を超えた場合、超えた分が後から高額介護サービス費として給付されるというふうな内容のものでございます。

続きまして、4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費3万6,000円の減額補正。財源内訳につきましては国県支出金が2万1,000円の減額、一般財源で1万5,000円の減額。これにつきましては、地域支援事業に関わります職員の給与分の改定分でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思えます。

それでは歳入でございますけれども、3款1項1目及び2項1目調整交付金、86万1,000円と21万5,000円の増額補正でございますが、これは高額サービス費に関わります国のルール分としての負担分、負担金及び交付金でございます。

続きまして、同じく3目の地域支援事業交付金1万4,000円の減額補正でございますが、これにつきましては地域支援事業に関わります職員給与の減額分の国のルール分の減額という内容でございます。

4款1項1目介護給付費交付金129万1,000円の増額補正及び5款1項1目介護給付費負担金53万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては支払基金及び県の方の高額介護サービスにかかりますルール分の減額分でございます。

同じく5款4項2目地域支援事業交付金7,000円の減額補正でございますが、これにつきましては地域支援事業に関わります職員のルール分の減額分でございます。

次のページをお開きいただきたいと思えますが、10ページに入りますけれども、8款1項1目介護給付費繰入金53万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては高額サービスの同じく町分の増額補正分でございます。同じく3目地域支援事業繰入金7,000円の減額補正でございますが、これも町の分の地域支援事業に関わります職員給与の減額分でございます。同じく4目の事業費繰入金38万6,000円の減額補正でございますが、これにつきましては一般管理費から支払っております職員給与の給与改定分に関わります減額分でございます。

8款2項1目介護給付費準備基金繰入金85万5,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、高額介護サービス費のルール分、保険料相当分でございますけれども、86万3,000円の増額分と、それから地域支援事業に関わります職員の給与分の減額分8,000円がございまして、そちらを相殺しまして85万5,000円の増額補正となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第88号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第88号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、議案第88号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,271万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,177万5,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きいただきます。

1款1項利用収入の関係でございますけれども、利用収入につきましては現在の利用状況にかんがみまして、今回減額というふうなことでご提案しておるところで

ございます。

まず、宿泊料でございますけれども、宿泊料につきましては274万5,000円の減でございます。2目入浴休憩料につきましても445万6,000円の減でございます。3目食事料につきましても、同じく904万3,000円の減でございます。4目飲料収入につきましても77万7,000円の減額でございます。5目使用料収入でございますけれども、これにつきましては20万8,000円の増というふうなことでございます。

なお、利用収入に当たりましては、利用者昨年の実績等を比較いたしますと、利用者につきましては96%、10月現在ではございますが、また利用収入につきましては対前年比90%という10月現在のそのような状況でもって、今後の見通しを算定した上で今回の減額というふうなことでご提案いたしておるところでございます。

続きまして、2款1項1目財産貸付収入でございますけれども、234万5,000円の増になってございます。この関係につきましては、ふれあい市場の売上げが順調ということで、そのようなことで今回の増額というふうなことでご提案してございます。

続きまして、5款2項1目雑入でございますけれども、この関係につきましてもローション、また館内外に設置しております自動販売機等の売上げ等が順調であったために、このようなことで175万6,000円の増というふうなことでご提案してございまして、相殺いたしますと合わせまして1,271万2,000円の減でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきますが、10ページ、11ページをお開きいただきます。

まず初めに、1款1項1目管理運営費でございますけれども、合わせまして1,406万2,000円の減額となりますが、その内訳といたしましては、まず職員等の手当で20万の増額でございますが、4節共済費につきましては131万8,000円の減額になってございます。後ほど説明いたしますが、この関係につきましては臨時職員の事業者負担分の減というふうなことでございます。

続きまして、運営費の関係でございますけれども、7節賃金でございますが、772万7,000円の減でございます。この関係につきましては、緊急雇用創出事業によりますところの雇用によりまして特別会計で負担すべき職員ではなく、一般会計で負担する職員が増となりまして、その分で772万7,000円ほどの減となっております。

す。また、需用費以下、役務費、16節の原材料費につきましては、宿泊者の減並びに利用者の減によりますところの支出の減というふうなことでございます。また、公課費につきましては、宿泊者、日帰り入浴者合わせますと1万253人の減によりますところの入湯税の減というふうなことで153万7,000円でございます。

続きまして、2款1項1目基金積立費でございますけれども、135万円の増でございますけれども、相殺いたしまして1,271万2,000円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 11ページですね。今説明がありました1款1項1目7節の臨時職員の賃金の減少ですけれども、町長の説明ですと、今説明があった緊急雇用対策と同時に、来場者が減少することが見込まれるため臨時職員の減少を計上したとあるんですね。来場者が減少したことによる臨時職員はどのぐらい減少しているのか。減少すると見込んで計上したのか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 町長の提案理由の中には、臨時職員賃金等については国の緊急雇用関係の補助を活用し業務を実施したこと及び、とございますけれども、臨時職員の賃金につきましてはその事業の活用での減でございます。また来場者が減というふうなことにつきましては直接的にはその部分には波及しません。それで、国のその雇用創出事業では7名でございますけれども、その分につきましては退職者等の補充をしないでその分充当してございます。実際、ことしの1月から5名ほど諸般の事情で退職してございますけれども、その分を補充しないで、その緊急雇用創出事業の方で対応しておるというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ただ、これはこの部分だけ見ると、臨時職員等になっているんですね。臨時職員等については特別となっているけれども、来場者の減少を見込んでというふうに文章上は受け取れるんですね。それはわかりました。

次、8ページ、1款1項、先ほどありましたけれども、そう述べられましたけ

れども、宿泊料及び入浴休憩者、食事料、これは何人減少というふうに見込んで
いるんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 宿泊者につきましては1,151人、入浴休憩者につ
きましては7,754人、食事料につきましては2,499人、飲料収入につきましては1,768
人の減を見込んでの収入減というふうなことでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） これは今減少の数字を述べられましたけれども、これは単に不況
だからでは説明つかない、なぜこういう減少になっているのか説明してくださ
い。不況だからということだけでは説明がつかないと思うんですけれどもね。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 今議員さんがおっしゃったとおり、不況だからだけ
では済まないというふうなことは、私たちが現場の方でも重々承知してございま
す。それで、昨年場合は10月から仙台・宮城デスティネーションキャンペーンで
すか、また1年目というふうなことで、それなりにやはり当温泉をご利用して
いただいた方が多かったというふうなことでそのような実績であったというふうに見て
ございますが、今年度は不況というふうなことが一番頭に来るわけでございますけ
れども、それを解消すべく我々も各时期的なものを配慮いたしましてイベント等
を、わたり温泉だけでなく市場または町の産業観光課の方の主催事業であつた
り、そのようなことで努力してまいってございます。

それで、その結果といたしまして、このような現在のところ数字でもってお示し
しておるわけでございますけれども、なお、この数字を切実に受けとめまして、そ
のほかにも町内ばかりではなくて町外にも向けたところの営業の方針を今後とも練
りまして、詳細に練りまして営業推進というふうなことで、昨日の副町長からの一
般質問での答弁の中にもございましたが、ボランティアにおけるところの応援隊、
営業推進のための応援隊、また庁舎内におきましても若い職員によりますところの
そのような動きが出ておるとか、あとそのほかにも各般に渡りましていろんな方を
中心といたしましたPR、営業推進を、もちろん当館の職員も一丸となって進めて
まいるといふふうなことでございますので、この辺につきましてはただ単に不況で

の落ち込みというふうなことではなくて、これを真摯に受けとめてさらに営業推進を図ってまいりたい、営業努力をしてまいりたいというふうなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。7番宍戸秀正議員。

7番（宍戸秀正君） ただいまの所長のお話で一生懸命苦慮されていることはわかりました。それで、私も温泉を利用しに行って、ここ1年、2年となりますね。それで感じるものがあつたのでそれを提言したいと思います。

日中の入浴800円、夜間入浴500円、そして夜間入浴と昼の入浴とのあいた大体4時から7時までの間、入浴者、入ってみますと数名。そして、地域の方々のお話を聞くと、夜間入浴を5時からにさせていただけると夕食前に行つて、ですから夜間入浴時間を5時からに持つていったら、これは1万人と想定しますと一日25人入つていただく、365日でやると25人ふやせばいいんですから簡単に対処できると思うんですけれども。ただ、これが条例とかいろんなことで絡みがあつてなかなかすぐ取り組めないというのであれば、緊急性を要するので、引っかけがなければ専決処分でも処理して、そうしてすぐにこの手当をすれば1,500何ぼの入湯税もクリアできると思うんですけれども、これを提案しますけれども、管理者はどのように受けとめますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 入浴時間の短縮、今7時から500円、それ以前は800円。それについては条例の中で町長の判断でできるという条文になっておりますので、今後関係担当と調整をして、そしてその内容についても議会の方でも常任委員会全員、それから会議を開く日程がないと思いますけれども、その辺について早い検討してまいりたいと思つております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7番（宍戸秀正君） もう一点。ただいまちょっと要望漏れだったんですが、ただいまの件については5時からにしますと、ふれあい市場が7時で閉まるんですね。5時から夜間の人を誘客すると、ふれあい市場にも効果が出ると思いますので、その辺まで考慮しながら、よろしく早い取り組みをお願いしたいと思います。答弁は要りません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 利用収入に関してちょっとお聞きします。

この補正後の金額で計算いたしますと、前年比の金額から対比約3,400万の減になります。今までの話を聞きますと、不況というふうなことでくくられると困るんですけども、実は1階でやっておりますふれあいセンター、これがプラスで伸びているんですね。ですから、あそこにお客さんは来ているんです。であれば、中身さえよければ来るんですね。その中身をじゃあどうするかということだと思わうんですけども、その中で今の民間の方たちの協力を得ると言うんですけども、それはそれとして本業である携わっている人たちでいかに売り上げを伸ばすかというのが一番大事だと思わうんですよ。

その中でちょっと総支配人に聞きたいんですけども、長年民間で培ってきた経験から言って、この計算でいきますと3,400万の減、不況以外にどんなことが考えられますか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海総支配人。

わたり温泉鳥の海総支配人（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

実は、町内外のデータがあります。一番落ちているのは昼間、それから夜のいわゆる宴会ですかね。これは一番の要因というのは、先ほど来言われているように、1年目というのはやはり町内を中心にワッと来ましたね。2年目の影響が一番大きいのかなと。1回は行ったんですけども、まあことしは別なところに行くわというか、そういった形が数字としてあらわれてきています。

それから、第2点目でございますけれども、実は歳入の方も落ちていますが、歳出の方もそれ以上に落ちています。ですから、経営的にはやはりこれは基本なんですけれども、出づるを制するのも大事ですけども、入るのをふやしていくのもこれ一番大事だと思います。ですから、出づるを制することについては管理者である町長からはとくと言われている。例えば、齋藤町長は行く機会、いろんな懇談会が多いわけですけども、行くたびに電気を消してくるそうで、私もしょっちゅう怒られています。もう少し節約に努めたらいいんじゃないかと。私の場合はどちらかというと、きのうも言いましたけれども、宿屋の三代目でしたから内容のソフト面、例えば朝行くと5階のトイレトペーパーのあれが三角になっていたり

かお風呂のおけがちゃんと並んでいるか、おけが逆さになっているか、そういうのを見ていくんですね。それから、4階の従業員の態度、それから朝ご飯を食べているお客さんの様子、そういったものをパッと直感的に体を感じることはできるんですけども、そういった面からしますとこれからの営業、昨日言いました、ですから、12月中にまず我々現場の中で、わたり温泉島の海の現場の中で一つの基本線をつくりたいなど。そしてまた、庁内のいろんな部署、企画調整会議その他もありますし、関係部局もありますから、そこで煮詰めて運営委員会の皆さんにもお諮りして、基本線をなるべく早くしたいなと思います。

その第1点は、残念ながらわたりの保養センター、いわゆる、そのときの習慣をまだ引きずっていますね。2階あたりの休憩所行きますと。これはやはり昨日も申し上げましたけれども、基本理念としてわたり温泉島の海の品格というのをやはり高めていかないとだめだなと思うわけでございます。それは基本方針です。

それから、営業の戦術の問題になりますけれども、まずもって既存の今まで、約2年になろうとしていますけれども、来たお客さんからどんどんどんPR、ダイレクトメール、これは実は管理者である町長から1週間前に言われたんですけども、これはもうすぐ準備を始めました。2周年に向かって、できれば年賀状のお正月という現場の話だったんですけども、これは年賀状というのはみんなポイ捨てされますから、10日あたりに寒中見舞いという形で、まず既存客の掘り起こし、それから町内、仙台、それから内陸部、福島の内わゆる福島市周辺、それから山形の周辺、それから宮城県でいきますと結構川崎の町長さんも来てくれますから、川崎なり山手の方、山手の方は(「蔵王町」の声あり)あ、蔵王町長ですね。山手の方は多分魅力ありますから、その辺を中心に営業活動をやっていきたいと思います。

それから、人海的にはさっき言ったようにボランティアの方々に大いに活躍していただくということで、歳入の方はとにかく一丸となって頑張っていきますし、歳出の方は徹底して抑える、そういった工夫を今後やっていきたいと思います。もう少し言わせていただければ、今までは余り策を弄しなくてもお客さんが来ていただいたなど大変感謝しております。現在はデフレの傾向が相当強いです。ですから、各地の温泉も値引き合戦をしていますけれども、わたり温泉島の海としてはあのぐらい恵まれたところに立地しているわけですから、ひとつ頑張りたいと思います。

ふれあい市場の方々はやはり民間の力ですかね、やはり一生懸命やりたいというあれがすごいものがあります。ただ一つやはり利益を追求していきますと、どうしても約束事、基本線を忘れる場合があります。いわゆる公設民営で一番怖いところはそこなんですね。民だけのあれでいきますと必ず自分らの心でいきますから。それについても実は、きのう言いませんが、ふれあい市場とは別な面で話し合いをしています。これはだめですよ。これは我々として譲れない一線があるわけがございますから。そういう面も実は話を、10日前ですか、理事長、副理事長、専務理事と私と所長でまず話を始めているところでございます。いずれにしても皆様のご期待に添えるように一丸となって頑張っていきたいと思うので、今後ともご支援をお願いしたいと、ちょっと長くなりましたが、以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 今の話の中に運営委員会の中身、多分そこで議題にして練って、皆様の委員の方たちの意見というのがちょっとどこに入っているかわからなかったもので、10月からメンバーがかわった。それでその中に民間人、経営者も入れたというふうなことでの建設的な意見が多分出ていると思いますので、その辺の中で何点か教えていただきたいというのと、あと、賃金なんですけれども、きょうの補正で約700万の減ですけれども、実は20年の当初予算があって途中で700万忙しいとか時間外手当という部分で上乘せしているんですよ。今回ただそれが削られただけの話で、基本的には全体の運営から見ると削減はされていないのかなと私は思うんですね。例えば、鳥の海温泉を改築するに当たりまして、県、国からの起債を借りたときの収入が約4億円で、賃金が約4,300万なんですね。そこから見てもまだまだ金額が大きいので、サービス低下になっては困るんですけれども、そういうふうなのも含めてもっともっと安く、効率いい臨時職員の使い方もあるのではないかとということも考えていますので、その辺どういうふうに思っているか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海総支配人。

わたり温泉鳥の海総支配人（齋藤 貞君） 今の運営委員での話は、一つ岩盤浴があります。大変ユニークなことなんですけれども、我々は考え方として値引き、価格競争するからですね、1万円のものを8,000円にしようとかということなんですけれ

ども、ある意味逆の発想、足したらいいんじゃないんでしょうかと。足すという発想はありません。いわゆるサービスをプラスしているんです。あれは岩盤浴の発想だったんだよな。そうだね。

それから、もう一つ、いわゆる設立検討委員会の連中もいわゆる応援隊、これにつきましては昔維新のときに中岡慎太郎は陸援隊、有名な坂本龍馬は海援隊、これにちなんで応援隊ですよ。ですから、そういった意味で、昨日申しあげました、これも運営委員会の中で、まあ盛り上がっているんなら早くやったらいいんじゃないか、そういう人たちいるんじゃないかということで、そういったいろんな提言がいっぱいあります。

それから、人件費の件については私よりも所長の方が詳しいので、かわってお答えしたいと思います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 高野議員さんが申されました700万の増というふうなことににつきましては、今年度予算ではそのようなことはしてございませんので、今回は……（「20年度」の声あり）20年度の予算の……（「補正で700万とったでしょ。12月10日に」の声あり）その関係につきましては、いろいろ初年度目ということで各般のイベント等、また来客数も多かったというふうなこと等もありまして、やはりサービスの低下をしてはうまくないという観点に立ちまして、それだけ人員配置いたしましたところでの時間外等が多く発生したからというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

なお、今回の関係につきましては逆に、前段でご説明申しあげましたが、国の施策によります緊急雇用創出事業等も取り入れた中での人件費を精査した上での今回の減額というふうなことでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） わかりますけれども、もう少し経費を削減する意味でもローテーションうまくする、これは町長が前言ったんですけれども、その辺具体的に考えていかなくちゃ売り上げは、不況だからということで妥協したくないんですけれども、売り上げは伸びない、経費はそれ以上に落とさないとだめですよ。ですから、そんなローテーションも今後考えていかなくちゃだめですよということで

す。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの臨時職員の配置そのものについても総支配人並びに所長にも言っておりますけれども、特に平日、月曜、火曜日、宿泊がないのは以前からわかるんですよ。そういうときの職員の張り付けとかそれらのローテーションなども十分考えなさいと。特に土曜、日曜、祭日は入館者が多いわけですから、その体制は十分確保しながら、やはり平日の月曜、火曜、水曜日等が減っている際の、今高野議員さんが言われたような職員の張り付けも臨時職員ももちろんセッティングをなささいということで、それについても今までもやっておりますけれども、さらに充実をしてもらいたいということでございます。

また、先ほど総支配人からお話があった電気の消灯、これについてはご案内のとおり、私も会議等で行って見回り何回となくしますけれども、2階の休憩室、1人も入っていないくても電気を使っていると私は自分で消しますけれども、やはりそれらに30分あるいは15分以内にだれかが見回りして、やはり一番かかるのが今高野議員さんが言った人件費と光熱水費なわけです。これからもそういうのを徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第89号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第89号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第89号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,209万3,000円とする。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費でございますが、7万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては担当職員の改定に伴います給与の減額でございます。

1款2項1目徴収費46万2,000円の増額補正でございますが、これは郵便料の不足分に伴います増額補正でございます。

続きまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金186万5,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、20年度の滞納繰越分を予算化しましたことに伴いまして同額を負担金として予算計上したものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、1ページお戻りいただきまして、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項2目普通徴収の保険料でございますが、先ほど申し上げました186万5,000円の増額補正でございますが、20年度分の滞納繰越分を予算計上させていただいたものでございます。

3款1項1目事務費繰入金でございますが、他の歳入がございましたのでそちらと組みかえによりまして一般会計からの繰入金を127万2,000円減額補正したものでございます。

4款1項1目繰越金135万6,000円の増額補正でございますが、20年度の繰越金を予算計上したものでございます。

5款3項1目雑入29万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては保険料の歳出還付分の広域連合からの交付される分の受け皿分ということで予算計上させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、最新のデータでいいんですけれども、普通徴収の滞納者何人いるのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 75人でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 滞納者には短期保険証を発行することができますけれども、宮城県の広域連合は今のところ発行をしておりません。47都道府県で8都道府県が発行していないうちの宮城県であります。短期保険証を発行するかどうかというのは最終的には広域連合が決定しますけれども、広域連合そのものが滞納者の生活実態をつかんでいるわけではありません。市町村と相談しながら仮に発行するときはどうするかという議論になってまいります。仮に広域連合からこの滞納の方々に短期保険証を発行したいというふうなことがあった場合に、町としてどのように対応するんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今のところ全く具体的な、案程度は示されているんですけれども、具体的な取り扱い等については示されておりませんので、また新政府において後期高齢者については廃止というふうな話も出ておりますので、現時点では町としての対応というものは具体的には考えてございません。以上でございます。

す。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今、後期高齢者医療制度、民主党政権で廃止というふうに言われましたけれども、正確に言えば廃止ではなくて先送りなんですね。4年後に先送りすると。それまでに新しい制度をつくるというのが民主党の今の長妻 明厚生労働大臣の立場ですね。

それはそれとして資格証明書の発行についてですけれども、広域連合の見解は、被保険者均等割軽減世帯に属する被保険者には資格証明書は交付しないというのが広域連合の公式の見解ですけれども、これについて町としてどのように考えますか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 広域連合につきましては参加自治体の集合体で構成されておりますので、そちらの方の意見等々に当然あわせながら行動していきたいと考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 平成21年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成21年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第90号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別

会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第90号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第90号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,260万7,000円とするものでございます。

特に今回の補正内容でございますが、職員の人件費の減と事業費等の組みかえを行うための補正でございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目工業用地等造成事業費ということで、今回11万1,000円の減額補正をするわけでございますが、これについては人件費、企業誘致対策室の職員の人件費等の減額になっております。そのほかに15節工事請負費の減額と13節で委託料を50万計上しております。委託料については亘理中央地区の測量業務委託料ということでございます。これは現在造成しております造成地の32.6ヘクタールの中で、町東側の町道高屋谷地線のところの西側部分に排水スクリーンが東西に南北に走っているわけでございますが、これについては柴町と高屋区で排水用のヒューム管のしゅんせつ等の泥上げをやっているところでございます。そういうことから延長にして500メートルほどあるわけですが、ここのところを今後もしゅんせつした場合に泥を上げるところが道路にできないものですから、企業用地のところ1メートルほどの幅の用地を確保していただきたいという要望が地区からございました。そのために今回分筆測量するための経費ということで計上したところでござい

ます。

次に、歳入の方をご説明しますので、8ページに戻っていただきたいと思います。

1款1項1目一般会計繰入金11万1,000円の減額補正については、人件費の減額に伴って一般会計に繰入金を下ろす内容でございます。

内容については以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第91号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第91号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第91号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、平成21年度亘理町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款1項営業費用。既決予定額7億4,588万8,000円から629万6,000円を減額し、7億3,959万2,000円とするものでございます。

第2項営業外費用。既決予定額1億342万円から389万2,000円を減額し、9,952万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項工事負担金。既決予定額1,867万円に1,377万2,000円を追加し、3,244万2,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額1億9,456万1,000円に1,260万7,000円を追加し、2億716万8,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金。既決予定額1億3,921万1,000円に371万円を追加し、1億4,292万1,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は、次のとおり補正する。

第4次拡張事業。既決限度額2,500万円から500万円を減額し2,000万円に、配水管整備事業、2,500万円に500万円を追加し3,000万円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

説明に入る前に、誤りがありましたので訂正をお願いいたします。各目ごとに法定福利費という科目が出てきますけれども、その中の「延」という字を「定」という字にご訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、最初に収益的支出。1款1項1目原水及び浄水費につきましては、給与改正によります給料の減。それから、人事異動に伴います手当の増。それから共済組合の負担金の変更によりまして増額するものでございます。2目配水及び給水費の減額につきましては、人事異動によりまして職員の減によるものでございます。3目総係費の減額につきましては、給与改定等による変更するものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の減額につきましては、平成20年度末に実

施いたしました繰上償還に伴う利息の軽減が主なものでございます。

それでは、次に4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入。1款2項1目工事負担金1,377万2,000円の増額ですけれども、これにつきましては県で施工しております都市計画街路駅前大通り線の工事に伴い水道管の移設が出てきましたので、その補償費として負担金をいただき、県からの受託で工事をするものでございます。

資本的支出。1款1項2目拡張工事の減額につきましては、給与等の改正によるものでございます。3目の改良事業費の1,437万1,000円の追加補正につきましては、給与改正に伴います給与等の減額と、それから工事請負費で先ほど収入の方でも言いましたけれども、都市計画街路駅前大通り線の水道管移設工事に伴うものと、それに伴いまして町道先達前線の給水切りかえ工事をする分で増額になる分でございます。

2項1目企業債償還金の増額につきましては、20年度末に実施いたしました繰上償還に伴いまして元金の早まりに伴います増額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方、お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第8号 新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の

体制整備に関する要望

議長（岩佐信一君） 日程第14、陳情第8号 新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要望の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長登壇。

産業建設常任委員長（高野 進君） 平成21年12月14日。亙理町議会議長岩佐信一殿。産業建設常任委員会委員長高野 進。

産業建設常任委員会の審査報告につきましては、審査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会に付託された事件は2件であります。審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

審査報告書。受理番号、第8号。受理年月、平成21年9月28日。付託年月日、平成21年12月9日。件名、新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要請。審査結果、趣旨採択すべきもの。

委員会の意見、平成21年12月9日開会の第21回定例会において本委員会に付託された「新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要請」の件を審査するため、委員会を平成21年12月10日開催しました。

要請の内容は、さきの通常国会で審議されていた農地法等改正法案が6月17日の参議院本会議で可決・成立し、年内の施行が確実となりました。同法案は、我が国の食料自給力を強化するため、その基礎的な資源である農地等を確保し、効率的な利用を促進するため、転用規制を厳格化するとともに、貸借規制の緩和によって幅広く農業参入を認めようというものです。

こうした改正に伴い、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質量とも増大します。新しい農地制度が農業・農村現場で透明性、公正・公平性をもって運用され、改正法の目的を達成するためには、現場で制度を担う農業委員会の活動に対する支援と体制整備が極めて重要となっております。

新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会の活動予算の確

保、農地の制度・実務に精通した職員の確保・増員など事務局体制の整備・強化の支援・協力を要請するものです。

以上のことを総合的に判断し、本委員会では「趣旨採択すべきもの」と決しました。

以上、審査報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第8号 新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要望の件を採決いたします。

この表決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は「趣旨採択」です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、陳情第8号 新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備に関する要望の件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第15 陳情第13号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する 要請書

議長（岩佐信一君） 日程第15、陳情第13号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任

委員長登壇。

産業建設常任委員長(高野 進君) 続きますて、受理番号、第13号。受理年月、平成21年11月25日。付託年月日、平成21年12月9日。件名、戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書。審査結果、趣旨採択すべきもの。

委員会の意見、平成21年12月9日開会の第21回定例会において本委員会に付託された「戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書」の件を審査するため、委員会を平成21年12月10日開催しました。

要請の内容は、平成22年度から実施される戸別所得補償モデル事業は、農業者にとって極めて重要な政策であり、生産現場では大きな期待と関心を有しています。これらの制度の実施に当たり、JAグループでは政策提案を決定し、その理解を願うとともに、平成22年産の営農準備を進める農業者の立場から、また農業者の営農と経営の安定を図る観点から、特に下記事項について要請するものであります。

- 1、水田農業の維持・発展を可能とする万全な所得確保対策の確立。
- 2、地域の特色ある農業振興を核とした自給率向上対策の確立。
- 3、米の需要と価格の安定を図る総合的な受給調整の仕組みの確立。
- 4、平成22年産米の生産数量目標について。

以上のことを総合的に判断し、本委員会では「趣旨採択すべきもの」と決しました。

以上、報告を終わります。

議長(岩佐信一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 討論なしと認めます。

これより、陳情第13号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書の件を採決いたします。

この表決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は「趣旨採択」です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、陳情第13号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会、常磐自動車道建設促進特別委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 総務常任委員長及び教育福祉常任委員長から、各委員会において審査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申

出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年12月第21回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 熊田芳子

署名議員 永浜紀次